住まいの「**耐震化**」を支援します！

巨大地震からあなたやご家族の命をを守るため
住宅の耐震対策を実施しませんか

耐震改修等の補助を受けるには事前に耐震診断を受けていることが必要です！

耐震診断
上限11.3万円
（費用から２千円を除いた額を補助）

耐震改修工事
115万円まで
全額補助

簡易耐震改修工事 57.5万円まで全額補助

耐震ベッドシェルター 23万円まで全額補助

※耐震診断の結果が1.0未満の場合、耐震改修工事等の補助制度が活用できます

南海トラフ地震は、今後30年以内に60%～90%程度以上の確率で発生し、綾川町では最大震度６強に達すると予測されています。

この制度は、そのような巨大地震から本町にお住まいの皆様の命や財産を守るため、町内にある住宅で**昭和56年5月31日以前の旧耐震基準**によって建てられた住宅を対象に、耐震診断・耐震改修工事等の費用の一部を補助する制度です。

お問い合わせ　役場建設課（☎087-876-5280）

対象となる方

綾川町内の住宅を自ら所有し、または所有者の承諾を得て耐震対策を行おうとする方で町税等の滞納がない方

補助対象住宅

① 昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建てまたは長屋建て住宅
② 併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分が過半以上の住宅
③ 耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する住宅
④ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
⑤ 枠組壁工法・丸太組工法および大臣の特別な認定を得た工法等は除きます

代理受領制度について

代理受領制度は、申請者との契約により耐震診断や耐震改修工事等を実施した業者が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行う事ができる制度です。

本制度の利用により、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額のみ用意すればよく、支払い時の費用負担が軽減されます。
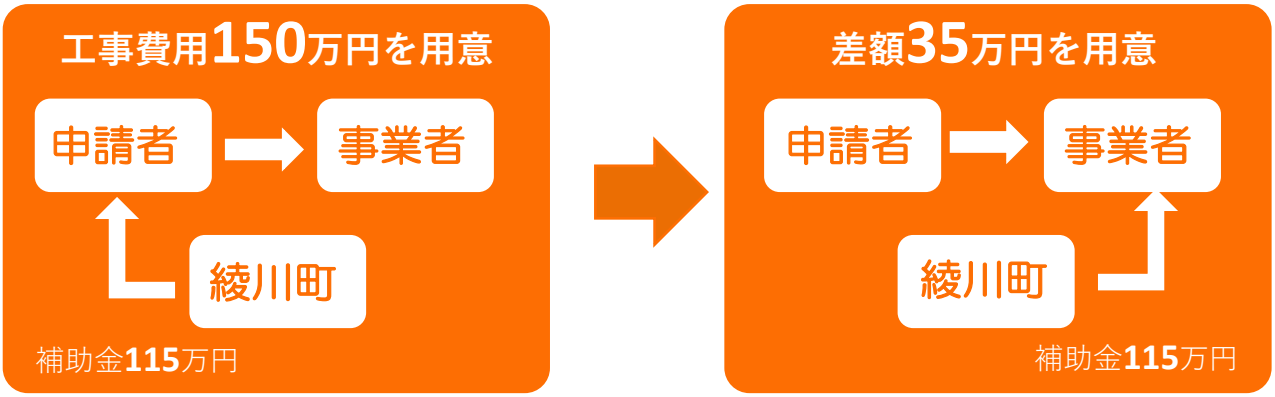
代理受領イメージ（工事費150万円、補助金115万円の場合）